

令和元年6月5日現在

機関番号：14501
 研究種目：基盤研究(C) (一般)
 研究期間：2016～2018
 課題番号：16K03405
 研究課題名(和文) 第三者が占有・登記を有する又は取得すべき物の引渡請求権・登記請求権の強制執行
 研究課題名(英文) Compulsory execution with regard to property that is possessed or registered by a third party
 研究代表者
 青木 哲 (AOKI, Satoshi)
 神戸大学・法学研究科・教授
 研究者番号：40313051
 交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：物の引渡請求権について確定判決を得た債権者は、その物を債務名義上の債務者のために所持する第三者に対して、強制執行を実施することができる(民事執行法23条3項)。この場合の強制執行は、債務名義上の債務者に対する引渡請求権について、その物を所持する第三者を手続上の当事者(執行債務者)として行われる。

権利能力のない社団は、構成員全員に帰属する不動産について、社団の代表者の個人名義への所有権移転登記手続を求める訴えを提起することができる。この場合に、社団は、構成員全員に帰属する登記請求権について、原告適格を有する。

研究成果の学術的意義や社会的意義

請求の目的物の所持者に対する物の引渡執行について、そこで想定される実現されるべき請求権が債務名義上の債務者に対する請求権であることを示し、債務名義上の債務者以外の第三者に対する強制執行の一つのあり方を提示した。このことは、近時立法がされた子の引渡しの強制執行について、子が債務者以外の第三者に預けられている場合の強制執行の問題を考える際の理論的基礎になりうる。

権利能力のない社団における登記手続を求める訴訟について、登記請求権の帰属主体を明確にし、社団の原告適格の基礎を明らかにすることで、より一般に権利能力のない社団をめぐる訴訟の諸問題を考える際の基礎を示した。

研究成果の概要(英文)：An obligee who has obtained a final and binding judgment with regard to a claim for delivery of an object may carry out compulsory execution against the third party who possesses the object on behalf of the obligor in a title of obligation (Article 23 Paragraph 3 of the Civil Execution Act). In this case, compulsory execution shall be carried out with regard to a claim for delivery against the obligor in a title of obligation and the third party who possesses the object is treated as the party (obligor) in the procedure.

An association without legal capacity may file an action for a registration of transfer of ownership to the representative of the association with regard to the real property which collectively belongs to all of the members of the association. In this case, the right to claim a registration belongs collectively to all of the members of the association and the association has standing to file the action.

研究分野：民事執行法

キーワード：民事執行法 民事訴訟法 請求の目的物の所持者 物の引渡しの強制執行 権利能力のない社団 登記
請求訴訟 既判力 執行力

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 第三者が占有する物の引渡執行について

民事執行法 168 条から 169 条は、不動産および動産の引渡しの請求権の直接強制について定めている。強制執行は、執行力のある債務名義の正本に基づいて行われるところ、債務名義上の債務者を執行手続上の債務者として、その債務者が占有する物に対してすることができる。

確定判決等の債務名義により、債務名義上の債務者に対する引渡請求権が認められたとしても、第三者がその目的物を占有していることがある。この場合に、占有者に対して物の引渡しの強制執行をするために、改めて占有者に対する引渡請求権について確定判決を取得することはできるが、占有者が、債務名義上の債務者のために「請求の目的物の所持者」である場合には、この所持者に対して債務名義の執行力が拡張されるので（民事執行法 23 条 3 項）所持者を債務者とする執行文の付与を受けて（民事執行法 27 条 2 項）所持者に対して強制執行をすることができる。また、占有者が債務名義上の債務者に対して目的物の引渡義務を負っている場合には、債務名義上の債務者の占有者に対する引渡請求権の差押え・取立ての方法で債権者への物の引渡しを実現することができる（民事執行法 170 条）。

このうち「請求の目的物の所持者」を債務者とする執行文の付与を受ける方法による場合には、債務名義上の請求権は、物権的請求権か、債権的請求権かは問われないとされる。債務名義上の請求権が物権的請求権である場合には、所持者に対しても同様の物権的請求権として引渡請求権を認めることができるが、債務名義上の請求権が債権的請求権である場合には、債権関係にない所持者に対しては引渡請求権を認めることができない。このように、実体法上、債務名義上の債権者の所持者に対する引渡請求権は、必ずしも想定されない。このように所持者に対する引渡請求権が想定されない場合に、なぜ所持者に対する執行力の拡張が認められるのかが問題となる。また、債務名義が確定判決である場合に、既判力を有するのは、原告債権者の被告債務者に対する引渡請求権の存在の判断である。このため、実体法上、原告債権者の所持者に対する物権的請求権を想定しうる場合であっても、所持者に対する執行文の付与がされて、所持者から請求異議の訴えが提起されると、前訴確定判決の既判力が作用するののかについて疑問があった。

(2) 第三者名義の登記を求める登記請求訴訟について

権利能力のない社団の資産である不動産について、社団のために登記名義人となるべき代表者または所定の構成員の名義への登記を求める訴訟について、最判昭和 47 年 6 月 2 日民集 26 巻 5 号 957 頁（昭和 47 年判決）、最判平成 6 年 5 月 31 日民集 48 巻 4 号 1065 号（平成 6 年判決）および最判平成 26 年 2 月 27 日民集 68 巻 2 号 192 頁（平成 26 年判決）がある。昭和 47 年判決は、社団の代表者を原告とする登記請求訴訟について請求を認容すべきであるとし、平成 6 年判決は、登記名義人として定められた構成員を原告とする登記請求訴訟について原告適格を肯定していたが、平成 26 年判決は、代表者への所有権移転登記手続を求める訴訟について、社団に原告適格を認める旨を判示した。そこで、代表者または構成員名義への登記を求める登記請求権が誰に帰属するのか、そのような登記請求権を主張する訴訟について誰に当事者適格が認められるのかが問題となる。

2. 研究の目的

本研究は、請求権の権利義務の主体または請求権を表示する債務名義の当事者以外の者を第三者として、第三者が占有する物の引渡請求権、第三者名義で登記されている不動産の登記請求権、第三者への引渡しを求める物の引渡請求権、第三者名義の登記を求める登記請求権の強制執行のあり方を明らかにすることを目的とした。

3. 研究の方法

請求の目的物の所持者に対する執行力の拡張に関して、明治 23 年の民事訴訟法の制定および大正 15 年の民事訴訟法改正における議論や、その後の判例・学説において、「請求の目的物の所持者」が、目的物の占有者であって、占有について固有の利益を有しない者であるという通説が形成される過程を調査した。また、請求の目的物の所持者への既判力および執行力の拡張について、学説がどのような意義のある規定と考えていたのかを調査した。特に、既判力の拡張について、前訴確定判決における訴訟物と、所持者に対する後訴の訴訟物との関係について、どのように考えられたのかを調査した。さらに、所持者に対する強制執行において実現されるべき請求権として、所持者に対する請求権が想定されていたのか、それとも、債務名義上の債務者に対する請求権が想定されていたのかを調査した。

第三者名義の登記を求める登記請求訴訟に関しては、上記の昭和 47 年判決、平成 6 年判決および平成 26 年判決において、登記請求権が誰に帰属するものとされ、各訴訟において原告とされた代表者もしくは構成員、または社団に、どのような理由で原告適格が認められたのかを分析した。

4. 研究成果

(1) 第三者が占有する物の引渡請求権の強制執行について

当事者のために請求の目的物を所持する者への判決の効力の拡張の場面において、権利者と

所持者との間にどのような実体法上の法律関係が想定されているのかという問題について、〔雑誌論文〕（「請求の目的物の所持者に対する判決効について」）を公表した。

本論文により、請求の目的物の所持者に対する判決効の拡張についての通説の形成過程に関して、当事者恒定主義を採るドイツ民事訴訟法を継受した、請求の目的物を占有する者への判決の拡張の規定は、大正民事訴訟法改正において、訴訟承継主義を採用する過程で、訴訟係属後の承継人でも、口頭弁論終結後の承継人でもない、独自の意味を持つことになったこと、また、占有意思を持たない単なる所持者ではなく、占有者であるゆえに執行債務者とされる必要があり、専ら債務名義上の債務者の利益のために占有することから、所持者に執行力が拡張されると理解されるようになったことを明らかにした。

また、民事執行法 23 条 3 項による請求の目的物の所持者に対する執行力の拡張は、債務者に対する債務名義に基づき、目的物の占有者に対する強制執行を可能にすることの必要性に基づくものであるから、実現されるべき請求権（執行債権）として所持者に対する引渡請求権を想定する必要はなく、債務名義上の債務者に対する引渡請求権について、所持者が強制執行を受忍すべき地位にあるといえれば足りること、また、所持者は債務者に対する法定の執行担当者として、強制執行の相手方（執行債務者）になるという考え方を提示した。

(2) 第三者名義の登記を求める登記請求権の強制執行のあり方について

権利能力のない社団の代表者等の名義への不動産登記請求における登記請求権の帰属主体の問題についての研究成果として、〔雑誌論文〕（「権利能力なき社団の代表者個人名義の所有権移転登記請求訴訟における原告適格：最小小判平 26 . 2 . 27 の検討」）を公表した。

本論文においては、前述の 3 件の最高裁判決（昭和 47 年判決、平成 6 年判決および平成 26 年判決）における登記請求権の帰属と原告適格について分析をした。分析の結果、昭和 47 年判決は、旧代表者に対する新代表者の個人名義への登記請求権を新代表者に認めたものであること、平成 6 年判決は、登記名義人と定められた構成員の名義への登記請求権が構成員全員に総有的に帰属することを前提に、登記名義人と定められた構成員の任意的訴訟担当による原告適格を認めたものであること、平成 26 年判決は、代表者の個人名義への登記請求権が構成員全員に総有的に帰属することを前提に、社団の原告適格を認めたものであることを示した。

また、本論文においては、平成 26 年判決のように、社団が原告となり、登記名義人に対して代表者の個人名義への所有権登記手続を命ずる判決を得た場合において、登記名義人となる代表者が登記権利者として単独で登記申請をする場合に、確定判決の原告と登記権利者・登記申請人が異なることから生ずる問題を検討した。まず、代表者に判決効が及ぶことの要否について、既判力の拡張が問題になる場面でも、執行力の拡張が問題になる場面でもないことを示した。次に、代表者が執行文の付与を受ける必要があるのかについて、登記名義人に対し登記手続を命ずる判決が確定すれば被告の意思表示が擬制されることから、代表者に対する執行文の付与は不要であることを示した。

(3) その他の研究成果

第三者の訴訟担当について

〔雑誌論文〕（「任意的訴訟担当」）において、第三者が権利義務の主体のために当事者として訴訟追行をする場合である訴訟担当のうち、権利義務の主体からの授権に基づいて当事者適格を取得する任意的訴訟担当について、明文のない任意的訴訟担当の許容性や授権の認定などを判示した最大判昭和 45 年 11 月 11 日民集 24 卷 12 号 1854 頁を中心に検討をした。同判決においては、民法上の組合の組合規約によりその業務執行組員に対して包括的に対外的業務執行の授権がされていることから、包括的な訴訟追行の授権が認められ、これにより具体的な訴訟における任意的訴訟担当の基礎となる訴訟追行の授権が肯定されたこと、民法上の組合において、組合財産について包括的に実体上の管理権、対外的な業務執行権限を与えられ、裁判外の行為の延長として裁判上の行為をする場合には、弁護士代理の原則との関係では本人または法定代理人が訴訟追行をする場合に準ずるものと言うことができること、訴訟追行のみの授権がされる場合ではないので、訴訟信託の禁止の趣旨にも反しないこと、また組合の目的（共同の事業）の遂行のために、裁判上の行為を含む対外的業務執行が組合における意思決定に基づいてなされるべく、業務執行組員が裁判上の行為の延長として訴訟追行することに合理的必要が認められることを示した。

共同訴訟人間の判決効について

入会権の対外的確認訴訟において提訴に同調しない入会権者がいるために一部の入会権者が訴えを提起する場合の判決効について、〔雑誌論文〕（「共同訴訟と判決効の主観的範囲」）を公表した。本論文においては、共同訴訟において、共同訴訟人間には請求がなく、権利関係の確定を求められていないので、既判力が生じないのが原則であることを確認した。そのうえで、共同所有関係の対外的確認訴訟において提訴に同調しない共同所有者（非同調者）がいるために、共同所有者の一部のみ（提訴者）が原告として訴えを提起することが適法とされる場合には、共同所有関係の対外的確認訴訟が固有必要的共同訴訟とされる趣旨から、提訴者と外部者との間の判決と同一内容の既判力が、非同調者と外部者との間にも生じる必要があるところ、そのためには、非同調者に、共同所有関係を肯定する方向で主張をし、提訴者による自白を妨

げ、共同所有関係を否定する判決に対して上訴を提起することのできる地位またはそのための訴訟参加が認められることが前提となり、また、共同所有関係を否定する方向で主張をし、外部者による自白を妨げ、共同所有関係を肯定する判決に対して上訴を提起することのできる地位またはそのための訴訟参加が認められることが前提となることを指摘した。また、遺産確認訴訟においては、遺産確認訴訟の目的とその適法性の根拠から、遺産帰属性の判断について、共同相続人相互の間で既判力が生じる必要があるところ、そのためには、各共同相続人に、原告、被告にかかわらず、遺産帰属性を肯定する方向でも、否定する方向でも主張をし、他の共同相続人による自白を妨げ、上訴を提起することのできる地位またはそのための訴訟参加が認められることが前提となることを指摘した。

第三者による再審の訴えについて

第三者による再審の訴えについて〔雑誌論文〕（「第三者による再審における詐害性について」）および（「再審の訴えにおける原告適格と「本案の審理及び裁判」について」）を公表した。

論文においては、明治23年民事訴訟法483条は、明治23年民法の廃罷訴権（詐害行為取消権）の規定に対応し、債務者の財産の減少をもたらす詐害行為が訴訟の方法により行われた場合に、その債権者が判決を取り消す方法として定められ、大審院もそのような場合に明治23年民事訴訟法483条の適用範囲を限定したこと、同法483条において、共謀により一方当事者の債権者の債権を詐害する目的がある場合に判決の取消しが認められたのは、法律行為による詐害行為の場合と同様の保護を債権者に与えるためであったことを指摘した。また、同法483条が廃止された理由として、民法424条により判決を取り消すことができると考えられたこと、債権者には債務者の受けた判決効が及ばないから再審の訴えを認める必要がないと考えられたこと、独立当事者参加により保護されると考えられたこと、確定判決は尊重されるべきであると考えられたことを挙げた。

論文においては、確定判決の既判力が及ぶ第三者が提起する再審の訴えを対象として、本案の訴えにつき当事者適格を有しない第三者が再審原告となる適格を有するのかという問題を検討した。再審の訴えにおける審判対象として、事件の再審理および確定判決の取消を求める申立てと、本案の請求についての申立てとを区別すべきこと、第三者が提起する再審の訴えにおいて、第三者は、前者の申立てとの関係では当事者（再審原告）であるが、後者の申立てとの関係では当事者適格を有する必要はないことを示した。

第三者に関する情報の取得について

第三者から債務者の財産情報を取得する制度について、〔雑誌論文〕（金銭執行における預金債権に関する情報の取得について）〔学会報告〕・〔雑誌論文〕（第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度）を公表した。金銭債権を実現するために債務者の預金債権に対して債権執行の申立てをするには、債務者の預金口座についての情報を得ておく必要がある。そのための制度として金融機関から債務者の預金債権に関する情報を取得する制度について検討をした。特に、第三者から情報を取得する際に、債務者に対して財産開示手続を実施することを要件としないこと、しかし、債権者に知れたる財産に対する強制執行により、執行債権の完全な弁済を受けられることが要件とされることについて、その根拠を示した。

まず、第三者からの情報取得に先立って財産開示手続を実施することについて、債務者は、財産開示手続において他の財産を十分に開示すれば、陳述義務の一部免除により、預金債権に関する情報の開示を免れる可能性はあるが、他の財産を開示することで預金債権に関する情報の開示およびそれに対する差押えを免れるという債務者の利益よりも、債権者の執行対象財産選択の利益が優先されるべきである。他方で、情報の提供を求められる第三者との関係では、まずは債務者自身により財産情報の開示がされるべきであり、それにより十分な財産の開示がされない場合に、第三者に対して情報提供義務を課することが原則とされるべきである。しかし、金融機関から預金債権に関する情報を取得する際には、財産開示手続を先行して実施することにより、債務者が預金を処分するおそれがあるので、例外的に、財産開示手続を経ることなく、金融機関に情報提供義務を課することを認めるべきである。

次に、債権者に知れたる財産に対する強制執行により、執行債権の完全な弁済を受けられる場合について、債務者との関係では、この場合にも、債権者がより迅速で確実な方法で執行債権を実現するために執行対象財産を選択する利益を優先すべきであるが、第三者との関係では、債権者が知っている財産に対する強制執行により執行債権を実現することができる場合に、より迅速で確実な方法で執行債権を実現することができるように、第三者に対して情報提供義務を課することは、相当ではない。

このことから、債務者の預金債権に関する情報の取得については、財産開示手続を先行して実施する必要はないが、債権者に知れたる財産に対する強制執行により執行債権の完全な弁済を受けられる場合には、金融機関に対して情報提供義務を課することはできないことを主張した。

信託財産に対する滞納処分について

〔雑誌論文〕（固有財産を含む不動産の滞納固定資産税に基づく信託財産を含む不動産の賃料債権の差押え〔最高裁平成28.3.29判決〕）は、信託の受託者が所有する信託財産に属する土

地と固有財産に属する不動産の滞納固定資産税等に基づく滞納処分として、信託財産に属する土地と固有財産に属する家屋の賃貸借契約に基づく賃料債権に対して差押えがなされたのに対して、当該信託の受託者および受益者が、信託財産に対して滞納処分をすることはできないと主張して、差押処分の取消しを求めたという事案について検討した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計13件)

青木哲、再審の訴えにおける原告適格と「本案の審理及び裁判」について、神戸法學雑誌 68 巻 4 号、2019 年、1-19 頁
DOI: 10.24546/81011162

青木哲、第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度(《シンポジウム》強制執行法制の改正問題)、民事訴訟雑 65 号、2019 年、90-102 頁

青木哲、文書提出命令、法学教室 460 号、2018 年、115-122 頁

青木哲、任意的訴訟担当、法学教室、456 号、2018 年、119-126 頁

青木哲、金銭執行における預金債権に関する情報の取得について、高橋宏志先生古稀祝賀論文集『民事訴訟法の理論』、2018 年、1121-1151 頁

青木哲、審判前の保全処分 本案家事審判係属の要件を中心に、講座実務家事事件手続法(上)、2017 年、569-594 頁

青木哲、固有財産を含む不動産の滞納固定資産税に基づく信託財産を含む不動産の賃料債権の差押え[最高裁平成 28.3.29 判決]、金融判例研究 27 号、2017 年、59-62 頁

青木哲、第三者による再審における詐害性について—明治 23 年民事訴訟法 483 号の詐害再審を中心に、徳田和幸先生古稀祝賀論文集『民事手続法の現代的課題と理論的解明』、2017 年、501-522 頁

青木哲、共同訴訟と判決効の主観的範囲、法律時報 88 巻 8 号、2016 年、38-45 頁

青木哲、保証契約の無効を理由とする保証債務不存在確認訴訟が係属中に主債務が弁済された場合と当該訴訟の帰すう、私法判例リマークス 53 号、2016 年、106-109 頁

青木哲、権利能力なき社団の代表者個人名義の所有権移転登記請求訴訟における原告適格：最一小判平 2 6 . 2 . 2 7 の検討、金融法務事情 2043 号、2016 年、34-42 頁

青木哲、干拓地潮受堤防排水門の開放を命ずる確定判決と開放を禁ずる仮処分決定がある場合の各間接強制の許否、平成 27 年重要判例解説(ジュリスト臨時増刊)、2016 年、129-130 頁

青木哲、請求の目的物の所持者に対する判決効について、松本博之先生古稀祝賀論文集『民事手続法制の展開と手続原則』、2016 年、571-590 頁

〔学会発表〕(計2件)

青木哲、第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度、日本民事訴訟法学会、2018 年

青木哲、第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度、日本民事訴訟法学会関西支部研究会、2018 年

6. 研究組織

(1)研究分担者 なし

(2)研究協力者 なし

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。